

一般廃棄物搬入申請書

令和 年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合 管理者様

下記事項を確認し、下記のとおり一般廃棄物の搬入を申請します。

※ 必ずボールペン等で記入してください、鉛筆での記入は受付できません。(□に✓をつけてください。)

搬入者(申請者)	住所			
	(ふりがな)	( )		
	氏名			
	電話番号		排出者との関係	
	搬入車両	<input type="checkbox"/> 乗用車 <input type="checkbox"/> (軽)トラック( t車) <input type="checkbox"/> その他( ) ナンバープレート: 和泉		
<input type="checkbox"/> この持込ごみは、営利目的(生業)で収集・運搬したごみではありません。				
排出者	住所又は所在地	<input type="checkbox"/> 搬入者と同じ(異なる場合は下欄に記入してください。)		
	氏名又は事業所名			
	電話番号		業種(事業所の場合)	
	発生場所	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ (排出者と住所が異なる場合は住所及び理由を記入してください。) 住所: 理由:		
ごみの種類	<input type="checkbox"/> 自宅から排出されたもの (□引越し □片付け) <input type="checkbox"/> 事業活動によって排出されたもの(産業廃棄物に該当しないもの) ※ 岸和田市・貝塚市以外から発生したごみは受け付けません。 ※ 岸和田市貝塚市クリーンセンターごみ搬入基準以外のごみは受け付けません。 ・主なごみの種類を記入してください。(例 : たんす、机、ふとん、剪定枝、自転車、家電製品等)			

搬入時間:月曜日～金曜日(祝・祭日含む) 午後1時～午後5時(なるべく午後4時30分までに入場してください。)

下記の事項を確認の上、□に✓をつけてください。

1. 本人確認のため、運転免許証など本人であることがわかる書類の提示をします。
2. 記載内容について相違ありません。相違があった場合や虚偽が判明した場合は受け入れをせず満たさない場合には、ごみを持ち帰ります。
3. ごみの重量に応じ、条例で定める処理手数料を支払います。(ごみの計量は、クリーンセンターの計量機によるものとします。)

以上の事項を確認、承知しました。

- ※ 記入された個人情報は、法律によって要求された場合、あるいは当組合の権利や財産を保護する必要が生じた場合を除き、第三者に提供することはありません。
- ※ 許可なく一般廃棄物の収集又は運搬を業として行っていることが判明した場合は受け入れをせず通報します。このような行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。
- ※ 排出者に対しては、岸和田市又は貝塚市から確認のため、お伺いすることがあります。

本組合記入欄

確認物	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他( )
-----	---

## 岸和田市貝塚市クリーンセンターの受入基準

岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則第4条第6項に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

### 1. ごみ処理施設棟(焼却棟)へ搬入できるもの

品目	具体例・前処理等
可燃物(厨芥類・繊維類・プラスチック類・小枝等・笹等)	90リットル袋(長辺 100 cm程度)に入るもの 1袋の重量が20kg以下のもの ロープ・ホース等のロール状・ひも状のものは、 長さ180cm以下に切ってください。

### 2. リサイクルプラザ棟へ搬入できるもの

品目	具体例・前処理等
可燃性粗大ごみ	木製の家具等で、最大辺180cm以下のもの 鏡・ガラスは取外す
木材・植木・板切れ等(竹を除く)	植木については、枝払いしたもの 太さが20cm未満のものは、長さを150cm以下にする 太さが20cm以上25cm未満のものは、長さを50cm以下にする 太さが25cm以上のものは、受入不可
竹	太さ20cm以下、長さ100cm以下のもの
畳	1日10畳まで
木製建具	1日10枚まで 最大辺が180cm以下のもの
波板(ビニール製)	1日10枚まで 長さ180cm以下のもの
ビニールパイプ	1日10本まで 長さ180cm以下のもの 呼び径50A以下のもの
不燃性粗大ごみ	金属製のもので、最大辺180cm以下のもの
波板(金属製)	1日10枚まで 長さ180cm以下のもの
電化製品(電気ストーブ・電磁調理器等を含む) ・おもちゃ等	乾電池を使用しているものは、乾電池を抜く
暖房器具・厨房器具等 で火を使うもの	石油ストーブ・ガスファンヒーター・石油ファンヒーター・カセットコンロ 等(オイルヒーターは除く) 燃料・乾電池を抜く
ブロック・レンガ・瓦	1日10個(枚)まで 最大辺30cm以下のもの
瀬戸物・タイル・ガラス (板ガラス・強化ガラス(化粧品のビン等))	最大辺30cm以下のもの、最大辺50cm以下の箱に詰めて 1日5箱まで
廃蛍光灯	1日20本まで 直管は長さ120cm40W以下のもの
缶・びん	中を空にし、内容物を取る
ペットボトル	中を空にし、内容物を取る
スプリングマット	1日2枚まで
ダンベル・バーベルの重り・バーベルのシャフト等の 金属の塊	指定の場所に降ろす
包丁・ナイフ・はさみ等の刃物類	指定の場所に降ろす

### 3. 搬入できないもの

品目	備考
1 岸和田市及び貝塚市以外で発生した一般廃棄物	管理規則第1条
2 エアコン	家電リサイクル法
3 テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	一般財団法人 家電製品協会 リサイクル券センターへ お問合せください。 0120-319-640
4 冷蔵庫・冷凍庫	
5 洗濯機・洗濯乾燥機・衣類乾燥機	
6 パソコン	資源有効利用促進法
7 原動機付き自転車・自動二輪車・オートバイ (部品を含む)	二輪車リサイクルシステムコールセンターへお問合せください。 050-3000-0727
8 自動車・自動車部品(キャリア、タイヤチェーン、 自動車用小型アクセサリ除く)	自動車リサイクル法 処理困難物
9 タイヤ(自転車用を除く)	処理困難物
10 バッテリー(乾電池を除く)	処理困難物
11 消火器	消火器リサイクル推進センターへお問合わせください。 03-5829-6773
12 石油類・オイル類	危険物
13 農薬・薬品・塗料	処理困難物
14 ガスボンベ・酸素ボンベ・その他ボンベ類	危険物・処理困難物
15 石膏ボード・耐火ボード・断熱材・ガラスウール	処理困難物
16 動物の死体	斎場で処理
17 注射針等の鋭利な物	危険性
18 耐火金庫	処理困難物
19 オイルヒーター	処理困難物
20 農業用機械・農業用ビニール	産業廃棄物
21 電気温水器	処理困難物
22 ソーラー給湯器・ソーラーパネル	処理困難物
23 エンジン・コンプレッサー・発電機等の機械類	処理困難物
24 FRP製のもの(サーフボード・浴槽など)	処理困難物
25 その他 管理者が、クリーンセンターにおいて、 廃棄物処理に支障をきたす恐れがあると認めるもの	管理規則第4条第8号 引火性・発火性・危険性・有害性のあるもの/著しく悪臭を発生するもの /液状・泥状のもの/体積や重量が著しく大きいもの